



埼玉県報

第394号
令和5年(2023年)
3月10日
金曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 清算法人上福田土地改良区の清算人就任届（東松山農林振興センター）
- 入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（生産振興課）
- 森林法第189条の規定に基づく告示（森づくり課）
- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく特定農業用ため池の解除（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 県道川越越生線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 水道用液体塩素の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第二百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス大利根店

埼玉県加須市都市計画野中土地区画整理事業八十街区四画地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 騒音・振動等の公害について、関係法令の規制・基準等を遵守し、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮してください。
- (2) 営業時間が夜間に及ぶため、一般車両に対するアイドリングストップ・前向き駐車の励行、クラクション抑制を促す措置を図ってください。
- (3) 荷さばき車両に対するアイドリングストップ・早朝と夜間の積み下ろし作業の自粛等の措置を図ってください。
- (4) 夜間照明について、近隣住民の生活環境に影響がないよう配慮してください。
- (5) 近隣住民から騒音振動等の苦情が発生した場合、適切な対応をお願いします。
- (6) 交通安全に留意して、前面道路との出入口付近に、安全確認の支障となる構造物や植栽などを設置しないでください。
- (7) 防犯対策に留意して、申請地内に屋外照明灯などを設置して、夜間の利用に支障のないようにしてください。
- (8) 交通安全対策について、近隣小・中学校の児童生徒の通学路付近となるため、工事車両等が通行する際は、児童生徒の安全確保を最優先するよう配慮してください。
- (9) 必要に応じて案内看板の設置や交通整理員の配置等の対応をお願いします。
- (10) 地域自治体が開催する各種行事への参加及び協力をお願いします。
- (11) 退店（撤退）の際は、地域自治体に早期の情報提供をお願いします。
- (12) 加須市商工会へ入会し、地域事業者の一員として、地域経済の活性化につ努めていただけるようお願いします。

(13) 従業員等を雇用する際は、加須市民の積極的な採用に努めていただけようお願いします。

二 縦覧期間

令和五年三月十日から令和五年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

Paseos 越谷東大沢店

埼玉県越谷市東大沢三丁目十二番地三号外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 四十五台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 三十台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) (第一駐車場) 午前九時四十五分から午後九時三十分まで

(第二駐車場) 午前九時四十五分から午後九時三十分まで

(変更後) (第一駐車場) 午前九時四十五分から午後九時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 四か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 二か所 位置 図面省略

(変更前) 変更年月日 ハ

令和五年十月一日

二 届出年月日

令和五年二月二十二日

三 縦覧期間

令和五年三月十日から令和五年七月十日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十日から令和五年七月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

奇田鼎新第一回

告示

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した比企郡滑川町上福田土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

一 漁業権者の名称及び住所

入間漁業協同組合

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

二 漁業権の免許番号

共第二号及び共第三号

三 変更の内容

第二条第二項中「口頭」の下に「又は組合が指定するオンラインシステム（以下単に「オンラインシステム」という。）」を加える。

第八条第一項中「納付場所は」の下に「、オンラインシステムにより納付する場合を除き、」を加える。

第十条第一項中「遊漁承認証」の下に「（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）」を加える。

別記様式乙種日釣券の次に次の一樣式を加える。

遊漁承認証（オンラインシステムによる発行）

遊漁承認証（券）

(年度)

月 / 日

氏名

遊漁料金

円

取扱者 入間漁業協同組合

※魚種及び漁法、区間によって遊漁期間が異なります。

遊漁規則をよくご確認ください。

魚種

漁具/漁法

遊漁区域 入間漁業協同組合管轄区域全域

注意事項

1. 遊漁する者は本証を携帯すること。
2. 漁場監視員の要求があったときは本証を提示しなければならない。
3. 組合印の無いものは無効。

告 示

埼玉県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所及び小鹿野町役場に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

一 所在が不分明な者の氏名（又は名称）

飯田勝二、海老原和則、柿原合名会社、上林岩光、黒沢袈裟重、児玉豊四郎、霜鳥芳雄、鳥居哲男、原島広行、中山新一郎

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつたこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和四年十二月十三日付埼玉県告示第千三百三号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条
第一項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第五項において
準用する同条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の解除の年月日
弁天池	埼玉県本庄市児玉町入浅見字摘田四百二十七番	令和五年三月十日
馬内池	埼玉県本庄市児玉町高柳字丙馬内六百四十二番	令和五年三月十日
大町池	埼玉県本庄市児玉町秋山字大町六百二十三番	令和五年三月十日

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

測量計画機関である国土交通省都市局都市政策課から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
国土交通省都市局都市政策課
- 二 作業種類
公共測量（三次元都市モデル作成）
- 三 作業地域
蓮田市
- 四 作業期間
令和五年二月二十日から令和五年三月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第二百六十号

測量計画機関である埼玉県さいたま県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 測量計画機関
埼玉県さいたま県土整備事務所
- 二 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 三 作業地域
さいたま市
- 四 作業期間
令和四年十一月三十日から令和五年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

令和四年埼玉県告示第千百四号で公示した公共測量は、令和五年一月三十一日終了した旨測量計画機関である上里町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

令和四年埼玉県告示第八百八号で公示した公共測量は、令和五年一月三十一日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十三号

令和四年埼玉県告示第八百七号で公示した公共測量は、令和五年一月三十一日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

令和四年埼玉県告示第七百八十五号で公示した公共測量は、令和五年一月三十一日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

令和四年埼玉県告示第六百六十二号で公示した公共測量は、令和五年二月八日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

令和四年埼玉県告示第八百七十二号で公示した公共測量は、令和五年二月十日終了した旨測量計画機関である埼玉県地域整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

令和三年埼玉県告示第千三百八十八号で公示した公共測量は、令和四年十二月二十六日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月十日

埼玉県知事 大野元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県川口市並木一丁目二十三番三号 有限会社ファミリー

二 取消年月日

令和五年三月三日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十日

埼玉県川越県土整備事務所長 落合誠

- | | |
|---------|-------|
| 一 道路の種類 | 県道 |
| 二 路線名 | 川越越生線 |
| 三 道路の区域 | |

新	旧	旧新別
まで	川越市大字的場字南新田一二 一二番七地先から同市大字的 場字南新田一二一一番一地先	区間
一五・一七	九・四三 九・四三	敷地の幅員 (メートル)
九三・三九		(メートル)
交差点整備事業による。		備考

告 示

埼玉県公営企業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年三月十日

埼玉県公営企業管理者 北島通次

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用液体塩素 425 トン（月間最大予定数量 112 トン）

(2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 5 年 4 月 3 日から令和 5 年 7 月 31 日まで

(4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県企業局物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和 4 年埼玉県公営企業告示第 10 号）に基づき、営業区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：その他工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、企業局の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県企業局の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1－1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

なお、提出する書類は複写を認める。

（1）提出期限

令和5年3月20日（月）午後4時（必着）

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。

また、その他必要書類を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）で提出する（持参不可）。

（3）確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

（メール）a7070-05@pref.saitama.lg.jp

（4）入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

入札情報公開システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3（3）に定める機関に連絡すること。

（5）確認結果通知

確認結果の通知は、令和5年3月24日（金）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

（1）提出先及び方法

質問書（別添様式6）を3（3）に定める機関に郵送（書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラス）もしくは電子メールで提出する（持参不可）。電子メールを使用した場合は、電話で着信確認すること。

（2）受付期限

令和5年3月14日（火）午後5時（必着）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年3月15日（水）午後5時までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

（1）入札書受付期間

令和5年3月24日（金）午後6時から令和5年3月29日（水）午後1時30分まで

（2）提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便（一般書留又は簡易書留）又はレターパックプラスによること（持参不可）。

（3）紙媒体による入札書を郵送する場合の宛先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局財務課予算・契約・出納担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

（4）開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館2階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

令和5年3月29日（水）午後2時

6 その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に1（1）に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。た

だし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を令和 5 年 3 月 20 日（月）午後 4 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号） 330-9301

（所在地） 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機 関 名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Liquefied Chlorine, 2 water filtration plants, total of 425 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 3, 2023 to July 31, 2023

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

16:00 [+0900 (JST)] on March 20, 2023

(5) Deadline for bids:

13:30 [+0900 (JST)] on March 29, 2023

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese only.

(7) Other Information:

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(8) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

告 示

埼玉県選管告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十二条第三項の規定により、三郷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があつた。

令和五年三月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

施設の名称	所在地	管理 者	収容 人員
三郷市立希望の郷 交流センター	埼玉県三郷市彦成三丁目 七番十九号	三郷市長 百十人	
三郷市立ふれあいの 郷下新田	埼玉県三郷市高州一丁目 百十二番地	三郷市長 七十人	
三郷市立戸ヶ崎ふれ あいひろば	埼玉県三郷市戸ヶ崎 三千二百番地一		
三郷市長	三郷市長		
五十人	七十人		